



**条例の基本理念** 障がい特性に応じた手段により情報を取得したり、コミュニケーションをしやすい環境の整備は、以下の事項を基本理念として行います。

- 障がい者は、障がい者でない人と等しく基本的人権を享有する個人であり、その自発的意思が尊重されること。
- 障がい者と障がい者でない人が互いにその違いを理解し、人格と個性を尊重すること。
- 障がい者が、可能な限り、情報を取得したり、コミュニケーションするための手段を自ら選択できること。
- 障がいの有無にかかわらず、全ての市民がその利益を享受する主体であること。
- 市、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携して取り組むものであること。

<p><b>《市の責務》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解・利用促進のための施策の推進。</li> <li>●合理的配慮を行う。</li> </ul>	<p><b>《市民の役割》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●基本理念に対する理解。</li> <li>●市の施策に協力するよう努める。</li> </ul>	<p><b>《事業者の役割》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市の施策に協力するよう努める。</li> <li>●合理的配慮を行うよう努める。</li> </ul>
--	--	--

市の取組	理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する普及啓発</li> <li>●障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供</li> <li>●障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶ取組への支援</li> </ul>
	利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用機会を拡大するための施策</li> <li>●コミュニケーション支援者を確保・養成するための施策</li> </ul> <p>※障がい特性に応じたコミュニケーション手段を用いた速やかな市政情報の提供に努めます。</p>
滞り者等への配慮		市は、施策を行うにあたり、滞り者等の障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用に配慮します。

**条例における用語の定義**

【障がい特性に応じたコミュニケーション手段】…手話（触手話及び弱視手話を含む。）、要約筆記、筆談、字幕、点字、指点字、音訳、拡大文字、代読、代筆、平易な表現、絵図、絵文字、記号、身振り、手振り、口文字、透明文字盤、重度障がい者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障がいの特性に応じて利用される意思等の伝達手段。

【障がい者】…身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

【合理的配慮】…個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の表明があった場合に、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう行う必要かつ適切な現状の変更又は調整であって、その実施に伴う負担が過重でないもの。

【コミュニケーション支援者】…障がい特性に応じたコミュニケーション手段によるコミュニケーションを支援する方。

# 札幌市 障がい者 コミュニケーション 条例

～平成29年12月1日施行～

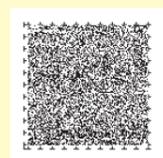


**《発行》札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課**  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階  
【でんわ】011-211-2936 【ファクス】011-218-5181 【メール】communication@city.sapporo.jp

※このパンフレットは、色覚の個人差を問わず、できるだけ多くの人に見やすいようにカラーユニバーサルデザインに配慮して作成されています。

**《正式名称》札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例**

障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進し、障がいの有無によって分け隔たられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「札幌市障がい者コミュニケーション条例」を制定しました。



《音声コード》



《音声コード》